

音更町都市計画審議会議案

日 時 平成24年7月31日(火) 午後2時から

場 所 音更町役場2階 第1・第2委員会室

議 事 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 町長あいさつ

4 議 件

協議第1号 音更町都市計画マスタープランの見直しについて

協議第2号 音更町緑の基本計画の見直しについて

5 その他

6 閉 会

協議第1号

音更町都市計画マスタープランの見直しについて

音更町都市計画マスタープランの見直しについて

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープラン（以下、「マスタープラン」。）は、都市計画法第18条の2第1項の規定に基づき、議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、市町村の都市計画に関する基本的な方針として定めるものとされています。

平成4年の都市計画法改正により、都市計画を有する市町村にマスタープランの策定が義務付けられ、市町村の都市計画は、このマスタープランに即したものでなければならないとされています。

本町は、平成13年3月に策定された「第4期音更町総合計画」における都市づくり分野の具体的な基本方針として、平成15年3月に「音更町都市計画マスタープラン」を策定しています。

2. 現マスタープランの概要

現マスタープランは、町民アンケートの結果などを踏まえ、策定委員会や町民ワークショップでの検討、都市計画審議会における審議など、多くの町民参加により策定されました。

本町における都市計画区域を中心に、まちづくりの総合的な観点から整備、開発及び保全が必要な区域を計画対象区域とし、都市計画の持つ長期的な視点を踏まえ、計画策定時から概ね20年後の平成32年度を見据えた計画となっています。

「人と自然のハーモニーが聞こえるまち おとふけ」をテーマに、「自然との共生」「都市機能の強化」「生活基盤の充実」「観光交流の促進」「産業振興」を柱として、都市計画の方針を定めています。

3. 見直しの背景

現マスタープランは、社会情勢の変化などに伴い、修正の必要が生じた場合は、柔軟な姿勢でその他の計画や圏域の動向との整合に留意して、計画の見直しを行うこととしています。

マスタープランの策定から9年余りが経過し、その間に、少子高齢化の進展、人口減少社会の到来、環境問題や防災に対する意識の高まり、地方分権・地域主権の推進など、社会経済構造が大きく変化しています。

そのような状況を踏まえ、本町は平成23年3月に町の最上位計画である「第5期音更町総合計画」を策定しました。

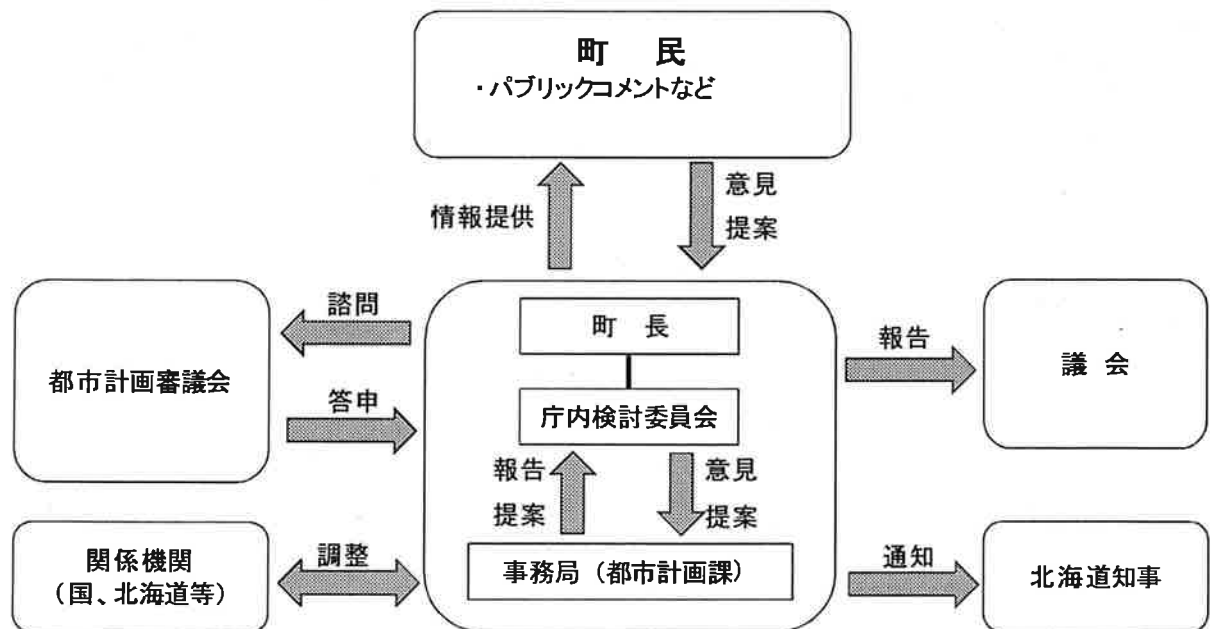
また、平成23年3月に「帯広圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の見直しが行われるなど、社会経済情勢の変化を受け、マスタープランに関連する各種計画等の策定や見直しが行われています。

4. 見直しの基本的な方向性

現マスタープランの目標年次が平成32年度で、「第5期音更町総合計画」及び「帯広圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の目標年次と一致しており、現段階ではその中間時点にあることから、計画の主要部分については現マスタープランを踏襲することを基本とし、以下の視点に基づいて見直しを行うものとしします。

- (1) 現マスタープランにおける現状・課題等の整理
- (2) 上位計画・関連計画との整合
- (3) 都市を取り巻く社会経済情勢の変化への対応
- (4) 都市計画法の改正などを踏まえた、新たな法制度などへの対応

5. マスタープラン見直し体制



6. マスタープラン見直しスケジュール（予定）

	平成24年度			平成25年度			
	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
基本スケジュール	見直し素案作成・調整			見直し素案	素案修正・原案作成	見直し原案 原案修正	決定・計画書印刷 公表
町都市計画審議会	中間報告			必要に応じ報告・協議	素案説明	諮問・答申	
庁内検討委員会	見直し方針説明			見直し素案作成・調整に係る検討	素案修正・原案作成に係る検討		
町議会	必要に応じ報告			素案説明			最終報告
パブリックコメント					意見募集		
関係機関 (国・道等)	必要に応じ報告			調整			知事報告

協議第2号

音更町緑の基本計画の見直しについて

音更町緑の基本計画の見直しについて

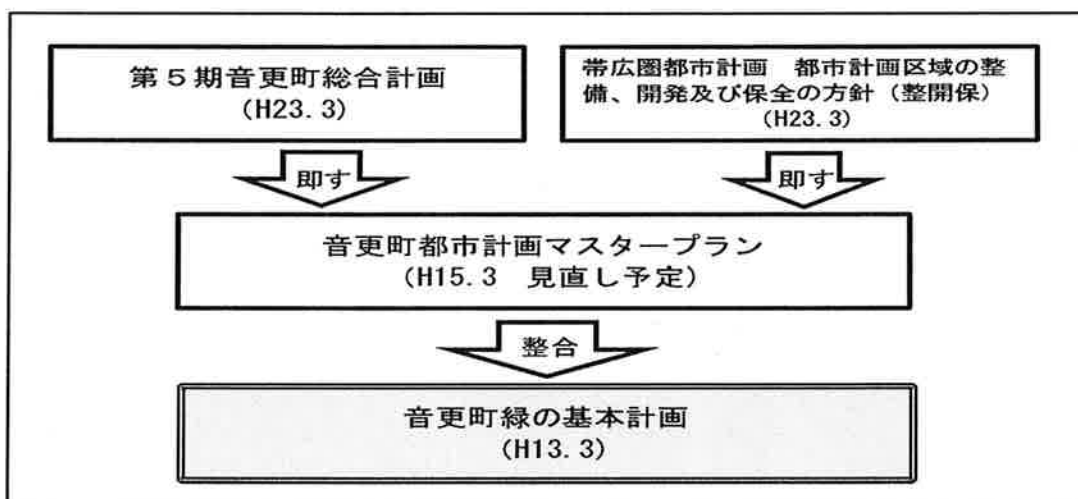
1. 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に基づき、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する取り組みを総合的かつ計画的に実施するために定めるものであり、音更町の豊かな自然を未来にわたって保全し、快適で安全な緑豊かなまちづくりを進めていくためには、緑の将来あるべき姿（緑の将来像）を描く必要があります。

緑の基本計画は、まちの中の貴重な緑の保全や公園づくりのほか、公共公益施設や住まいのまわりなどに緑をふやしていくため、これからの音更町の緑の将来像実現の指標となる計画です。

2. 緑の基本計画の位置づけ

緑の基本計画は、音更町総合計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を上位計画とするとともに、都市計画マスタープランなど、関連計画との整合を図り策定しています。



①第5期音更町総合計画（計画期間：H23～H32）

まちの将来像を掲げ、まちづくり全分野にわたって本町がめざすべき方向性や取り組む内容を明らかにしており、最も上位にある計画

②帯広圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（計画期間：①に同じ）

都市計画区域毎に都市計画の目標、区域区分の決定の有無とその方針、土地利用、都市施設の整備など主要な都市計画の決定の方針を定めるもの

③音更町都市計画マスタープラン（計画期間：H15～H32）

音更町総合計画に基づく都市づくりに関する部門別計画

3. 緑の基本計画の見直しについて

現行の緑の基本計画は、平成10年度から平成12年度までの3カ年にて現況調査、町民アンケート及び住民ワークショップなどを経て平成13年3月に策定し、概ね25年後の平成37年度を目標年次としています。

計画書では、目標年次における緑地確保目標量を数値化するとともに、計画の進捗状況について報告するとしていることから、現況の整理、計画書における統計数値、文言の修正などの見直しを行おうとするものです。

■目標年次（H37）における緑地確保目標量

	①音更町管内の全面積 に対する割合	②都市計画区域面積 に対する割合	③将来市街地面積 に対する割合
現況 (H11)	概ね13,440ha 28%	概ね830ha 13%	概ね62ha 7%
計画 (H37)	概ね14,250ha 30%	概ね1,630ha 25%	概ね155ha 15%

①音更町管内の全面積に対する割合

オサルシナイ丘陵樹林地や耕地防風林の保全、十勝牧場内の自然環境の保全・活用等を行うことにより、音更町全域の面積に対して、概ね30%の緑地を確保します。

②都市計画区域面積に対する割合

広域公園や河川緑地等の大規模な施設緑地の整備を推進するほか、斜面緑地・防風林・緩衝緑地等の保全と整備の推進を図ることにより、都市計画区域面積に対して概ね25%の緑地を確保します。

③将来市街地面積に対する割合

都市公園等施設緑地の整備を推進するほか、斜面緑地の保全、公共公益施設・道路・民有空間等の緑化の推進を図ることにより、市街化区域面積に対して概ね15%の緑地を確保します。

また、公園緑地面積、公共公益施設空間緑化、道路緑化、民有地緑化などの目標については、町民の皆様には計画の進捗状況がわかりやすいよう、目標を数値化しています。

①公園緑地等の面積の5倍増をめざします

②学校や公共公益施設のまわりの木の5倍増をめざします

③街路樹のある道の50%アップをめざします

④住宅地や商店街、工場のまわりの緑の5%アップをめざします

⑤町民ひとり1本植樹による5万本植樹をめざします

* 緑の基本計画で対象とする「緑」とは、単に樹木や草花の緑をさすものではなく、公園、学校や公共公益施設の植栽地、道路や河川空間、森林や耕地防風林などで、町民の生活に関わりのある公共性・持続性の高いまとまりのある空間（土地）を対象とするものです。

4. 緑の基本計画見直し体制及びスケジュール

計画の進捗状況の報告が主なものですが、関連計画である都市計画マスタープランとの整合を図る必要もあることから、見直し体制及びスケジュールについては、都市計画マスタープランの見直しに沿って進めていきます。